

～ 酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施 ～

酒税は、明治以降、地租とともに大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税・消費税などのウエイトが高まり、平成27(2015)年度では、酒税が租税収入などの合計に占める割合は2.2%(1兆3,380億円)となっています。しかし、酒税は景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています。¹

このように酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業は免許制度が採用されています。

酒類業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化など、大きく変化しています。国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、こうした環境の変化を踏まえつつ、官民一体となって日本産酒類の輸出促進・輸出環境整備に取り組むほか、消費者の方々や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。

(1) 酒類業の振興に関する取組

～ 日本産酒類の振興及び輸出促進に向けた取組等 ～

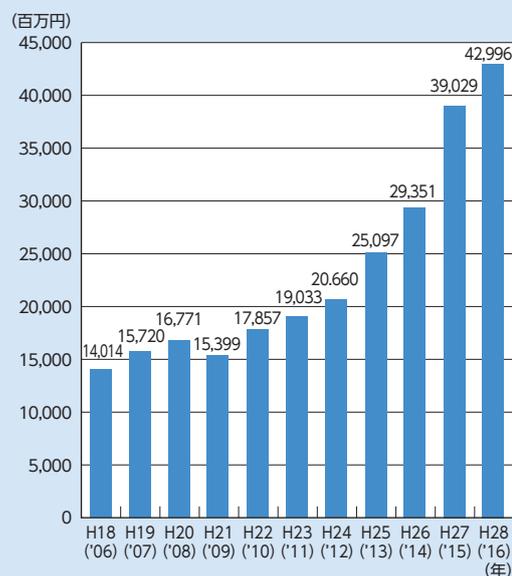
酒類業の振興については、日本産酒類のブランド価値向上などに有効な地理的表示(Geographical Indication)の活用促進を図るため、平成27(2015)年10月に、地理的表示制度の改正を行いました。さらに、この改正後の制度に基づいて、平成27(2015)年12月に国レベルの地理的表示として「日本酒」を、平成28(2016)年12月に「山形」を指定しました。

日本産酒類の輸出金額は、海外での日本食ブームなどにより近年増加傾向にあり、平成28(2016)年には約430億円となって5年連続で過去最高を更新しました。輸出金額が最も多いのは清酒(約156億円)ですが、ウイスキーやビールなども輸出が増加しています。

また、国税庁では、輸出促進に向けて、次のような取組を行っています。

- 国際会議やイベント(リオ・オリンピック・パラリンピックなど)に国税庁職員を派遣し、関係団体の協力を得ながら、日本産酒類のPRを行うことで、海外での日本産酒類に対する認知度を高める取組を行っています。
- 酒類業界と協力して駐日外交官を対象に酒蔵ツアーを実施するなど、日本産酒類の魅力の普及・啓発に取り組んでいます。

■ 酒類の輸出金額の推移



(出典：財務省「貿易統計」)

¹ 酒税制度については、平成29(2017)年度税制改正において、ビール系飲料の税率一本化等の税率構造の見直しやビール等の定義の見直しなどが行われており、今後、中長期的に大きな動きも見込まれるところです。

- 輸出先国の規制・制度が輸出の障壁となっている場合には、経済連携協定(EPA)等の政府間交渉や世界貿易機関(WTO)の枠組みなどを活用しながら、その除去に向けて対応しています。
- 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故後、輸出先国において導入された特定の酒類に対する輸入規制に対しては、独立行政法人酒類総合研究所、外務省等と連携して、規制の解除・緩和の働きかけを行っています。その結果、これまでにEU、ブラジル、マレーシア、ロシア、タイ、エジプト、仏領ポリネシア、ドバイ及びアブダビにおいて、酒類に対する規制が解除・緩和されています。
- 国際交渉などを通じて日本産酒類の地理的表示が海外において保護されるように求めています。

参考 「酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度」の創設

平成29(2017)年度税制改正において、国税庁と観光庁が共同で要望を行った「酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度」が創設されました。これは、輸出酒類販売場において外国人旅行者等が酒類を購入する場合に消費税及び酒税が免除されるという制度で、平成29(2017)年10月1日以降適用されます。この制度により、酒蔵ツーリズムの魅力を高め、日本産酒類の認知度向上、ひいては日本産酒類の輸出環境整備にもつながるものと期待されています。

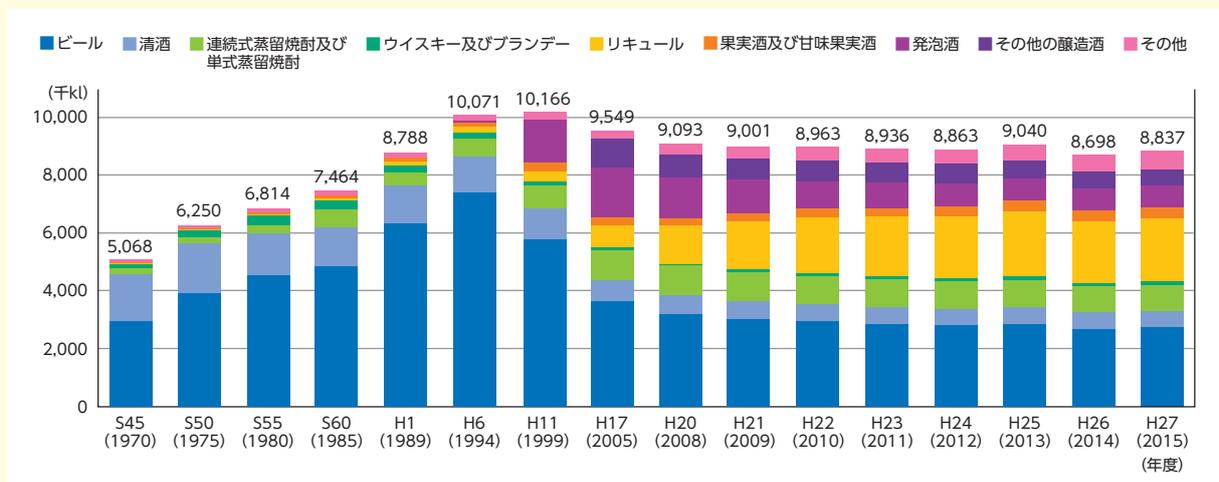
～ 酒類業者に対する情報提供 ～

国税庁では、経営指導の専門家などを招いて各種研修会を開催しているほか、酒類業者による活性化・経営革新の取組事例や、中小企業施策に関する情報の提供等を行っています。また、製造業者や販売業者を対象に各種調査を実施して業界動向を把握・分析し、その結果を国税庁ホームページで提供しています。

コラム9 最近の日本産酒類の動向

我が国の酒類を取巻く環境は、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化等に伴い変化しており、酒類全体の消費は右肩下がりの傾向が続いています。

課税数量の推移



(資料：国税庁統計年報)

※ 課税数量とは、製造場から移出した酒類又は輸入した酒類で、酒税が課された数量です。

〈清酒〉

清酒の課税数量は、昭和50(1975)年をピークに減少傾向にあり、平成27(2015)年度ではピーク時の約3割となっています。清酒の課税数量の内訳に目を向けますと、吟醸酒や純米酒などの特定名称酒が清酒全体の約3割を占めており、その割合は年々増加しています。

(参考) 特定名称酒について

特定名称	吟醸酒	純米酒	純米吟醸酒	本醸造酒
使用原料	米、米こうじ、醸造アルコール	米、米こうじ	米、米こうじ	米、米こうじ、醸造アルコール
精米歩合	60%以下	—	60%以下	70%以下
こうじ米の使用割合	15%以上	15%以上	15%以上	15%以上
香味等の要件	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好	香味、色沢が良好	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好	香味、色沢が良好

〈焼酎〉

焼酎の課税数量は平成18(2006)年をピークに減少傾向にありますが、原料の風味を活かした「本格焼酎」が国際的なコンテストで最高賞を受賞するなど、その品質が海外でも評価されてきています。

〈ビール・発泡酒等〉

ビールや発泡酒の国内消費は減少傾向にありますが、日本のビールは、海外のビールコンクールで受賞をするなど、その品質について高い評価を受けており、輸出が拡大しています。近年は、クラフト・ビール等、個性のあるビールへの関心が高まっています。

〈果実酒〉

酒類全体の課税数量が減少傾向にある中、ワインを始めとする果実酒の課税数量は、国内消費の拡大、新興ワイナリーの増加により、近年増加傾向にあります。国産ぶどうのみから醸造された「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンテストで受賞するなど高品質で高い評価を受けているものも登場しています。

〈ウイスキー〉

ウイスキーの課税数量は近年増加傾向にあり、輸出も年々拡大しています。いわゆるジャパニーズ・ウイスキーは、国際的なコンテストで毎年入賞するなど、国際的に高い評価を受けており、スコッチなどと並び、世界の5大ウイスキーの一つとされています。

コラム10 日本産酒類のブランド価値向上などへの取組について

地理的表示制度の活用促進

酒類の地理的表示制度は、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた酒類だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。

日本産酒類のブランド価値向上や輸出促進を図っていくためには地理的表示の活用が有効であることから、パンフレットの作成や説明会の開催などによる周知・啓発を通じて、制度の活用促進を図っています。

現在、日本産酒類の地理的表示は、平成28(2016)年12月に清酒の地理的表示「山形」を指定し、合計8件となりました。今後は、「山形」の指定を契機に、その他の地域においても相談などの増加が見込まれることから、各地域の実情に合わせた適切な支援を行っていきます。

また、国レベルの地理的表示「日本酒」をはじめとする日本の地理的表示について、官民が連携して海外へ発信するなどにより認知度向上を図るほか、国際交渉などを通じて保護を求めています。

■ 酒類の地理的表示の指定状況（平成29（2017）年2月末時点）



(2) 酒類の公正な取引環境の整備への取組

～ 酒類のより公正な取引の確保のために ～

国税庁では、酒類の公正な取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するため、「酒類に関する公正な取引のための指針」を定め、その周知・啓発を行っています。また、酒類の取引状況について実態調査を実施し、指針のルールに則していない取引が認められた場合には改善を指導するほか、独占禁止法に違反すると考えられる事実がある場合には、公正取引委員会に報告するなどの対応を行っています。

これに加えて、平成28（2016）年6月に公布された「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」において、酒類に関する公正な取引につき、酒類業者が遵守すべき必要な基準を定めることなどを含む改正が行われました。これを受け、国税庁では、平成29（2017）年3月に「酒類の公正な取引に関する基準」を制定するとともに、同年6月の改正法施行に向け、全酒類業者に対して改正法パンフレットを送付したほか、酒類業団体とも連携して全国各地で説明会を開催しました。また、改正法の内容については、国税庁ホームページに掲載するなどにより周知・啓発を図っています。

今後は、「酒類の公正な取引に関する基準」の内容の周知徹底を図るとともに、その遵守状況を確認し、これまで以上に公正取引委員会とも連携を図るなど、より一層の酒類の公正な取引の確保に向けて取り組んでいきます。

(3) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

～ 消費者に安全で良質な酒類を提供するために ～

国税庁では、酒類の生産から消費までの全ての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図っています。

具体的には、酒類業者に対する酒類の安全性等に関する技術指導・相談対応や販売されている酒類の安全性、品質及び表示事項等の調査を行っています。調査結果は消費者に対して国税庁ホームページで情報提供しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質に関する調査を実施するなど、放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施しています。

独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために必要な酒類に関する高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査、高度な技能と経営の実践が結び付いた人材の育成のための講習、製造者の技術力の維持強化のための全国新酒鑑評会の開催等を行っています。また、近年では、クールジャパン推進等の政府の重要方針を踏まえた施策にも対応するとともに、酒類に関するナショナルセンターとして、国内外の関係機関との連携の強化にも取り組んでいます。

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ(<http://www.nrib.go.jp>)をご覧ください。

また、情報誌などの更新情報やイベント情報など最新の情報をメールマガジンで配信しています。登録は、(ssn@m.nrib.go.jp)宛に空メールを送信してください(右のコードでも登録できます。)



輸出酒類に関する分析

登録用コード



(4) 社会的要請への対応

～ 不適切な飲酒の誘引を防止するために ～

国税庁では、未成年者の飲酒をはじめとする不適切な飲酒を防止するため、酒類容器や酒類の陳列場所における表示、酒類販売場における酒類販売管理者の選任などが徹底されるよう指導しています。

また、平成26(2014)年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行され、平成28(2016)年5月には基本計画が閣議決定されました。本計画を踏まえ、今後とも酒類業界と一体となって、酒類販売管理者制度を活用しつつ、不適切な飲酒の誘引防止に向けて取り組んでいきます。

～ 酒類容器等の資源の有効利用のために ～

国税庁では、資源の有効利用の確保を図るため、酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、制度の周知・啓発を行っています。